

第九十四回
国会

参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和五十六年三月二十八日(土曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

野呂田芳成君

補欠選任

関口 恵造君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

穂山 篤君

塩出 啓典君

委員

岩動 道行君

岩本 政光君

大河原太一郎君

堀木 又三君

片山 正英君

河本嘉久蔵君

古賀雷四郎君

関口 恵造君

藤井 孝男君

大木 正吾君

鈴木 和美君

和田 静夫君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

三治 重信君

野末 陳平君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

参考人

税制調査会会長 木下 和夫君
代理 一橋大学教授 吉野 昌甫君
日本大学教授 吉牟田 勲君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

本日は、三案審査のため、税制調査会会長代理木下和夫君、一橋大学教授吉野昌甫君、日本大学教授吉牟田勲君、以上三名の方々に参考人として御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。皆様から忌憚のない御意見を承りました。今後の三案審査の参考にいたしたいと存じます。これより参考人の方々に順次御意見を述べ願

うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方からお一人十分以内で御意見を述べたい。ただ、その後委員の質疑にお答えいただく方法で進めてまいりたいと存じますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず木下参考人からお願いたします。

○参考人(木下和夫君) 木下でございます。

御下命によりまして政府税制調査会会長代理という資格で意見を申し上げます。

税制調査会は昨年十一月に「財政体質を改善するために税制上とすべき方策」についての答申を提出いたしました。また十二月には「昭和五十六年度の税制改正に関する答申」を提出しておりますので、本日はこれらの答申を中心に申し上げます。

まず、「財政体質を改善するために税制上とすべき方策」についての答申。すなわちいわゆる中期答申につきましてもその特色と申します点、以下に簡単に申し上げます。その第一は、歳出の節減合理化についてかなり立ち入って注文をつけておる点でございます。具体的には、今後財政再建期間を通じて、全体としての歳出の増加率を国民総生産の伸びを上回らない水準にとどめるよう最大限の努力を傾注することを強く要請しております。

歳出予算編成に對してこのような注文をつけておりますのは、今後とも国債費や地方交付税が二けた台の高さで伸びることを考えますと、一般歳出の引き締めは相当厳しいものであると考えられますが、税負担引き上げについて国民の理解と協力を得るためには、このような節減合理化を実現していくことがどうしても必要な前提であると考

えたわけでございます。

第二は、仮に税負担の引き上げが必要とされる

ような場合におけるその限度というべきものを示している点でございます。

すなわち昭和六十年から特例公債の償還が始まるため、昭和五十九年度までに歳出に占める税収の割合を八〇％程度に高めていくことが適当であると考へました結果、税収の国民総生産に対する割合を国税につきまして現在より二ポイント程度引き上げることが必要となると判断をいたしました。答申では、このような租税負担の引き上げは福祉を初め国民生活の維持向上のためにはやむを得ないことであり、また当面における税負担の一つの限界ではないかとしているのであります。

第三に、以上の前提条件がやむを得ないものとされた結果、税負担の引き上げが必要とされる場合にはいかなる税でこれに対応すべきかということにつきましても、前回の中期答申に比べてやや幅広い選択の道を示しまして今後の検討にゆだねておる点でございます。

すなわち現行の税制でこのような要請に対応するといえますれば、所得税と法人税が挙げられ、また新税を考へるとすれば、広く消費を対象とする間接税を除外して考へるわけにはいかないとし、まず法人税については、その負担をある程度引き上げる余地は認められるものの、国際競争力に及ぼす影響等を考慮すれば、増幅幅にはおのずから限界があるとし、次に所得税については、答申は、税制中の基幹的地位を占めており、歳入の充実を検討するに当たってこれを除外して考へるわけにはいかないとしており、さらに課税ベースの広い間接税につきましては、避けて通ることのできない検討課題であり、引き続き議論を重ねることが適当である旨を提言しております。

第四に、答申はいわゆる納税環境の整備について積極的の言及しており、税負担の公平確保は最

大の課題であり、制度、執行の両面から努力していかねばならないことは言うまでもないが、税負担の引き上げを求めざるを得ない状況のもとでは、この点が一層強く要請される。そこで中期答申では、納税者意識の喚起、高揚にまつべきことはもとより、納税者の記帳水準の向上のための工夫や脱税者に対して厳しい対応措置を講ずることについての検討等を求めています。

最後に、所得税の減税につきましては、わが国の所得税の負担水準の現情や財政の現状のもとでは、課税最低限の水準をさらに引き上げることが至難であるとしております。

以上がいわゆる中期答申の内容でございます。次に、「昭和五十六年度の税制改正に関する答申」について申し上げます。

この答申は、昭和五十五年十一月十八日に発出した新しいメンバーによる税制調査会が、昨年十二月に提出したものでございまして、そこで示された基本的考え方と具体的な税制改正の方針はおおむね次のとおりでございます。

第一に、わが国の財政の再建は緊急な国民的課題であり、五十六年度予算においては公債発行額を二兆円減額すべきであるとし、第二に、歳出については、高度成長期に生じた歳出の増加傾向を是正し、財政体質そのものを改善するためにも、また税負担引き上げについての納税者の理解を得るためにも、歳出の思い切った削減合理化が望まれるところであり、既定経費全般の徹底した洗い直しにより一般会計の歳出総額の伸び率を一けた台とすることを強く要請し、さらに第三に、昭和五十六年度においては相当規模の自然増収が見込まれるが、これは公債減額分と公債費及び地方交付税の増加分とでほとんど消えてしまう。この点からも歳出の徹底した削減合理化を行い、一般歳出の伸びを最小限度にとどめることが要請されるが、その場合になお必要となる財源は主として税負担の増加に求めるほかはなく、現行税制の枠内で相当規模の増収措置をとらざるを得ないとしております。第四に、その結果具体的には次のよう

な増収措置が考えられるとし、一、法人税の税率を一律二%引き上げる。二、酒税の従量税率を原則として二五%程度引き上げる。三、物品税について新規開発物品等について新たに課税することにも、乗用自動車等について若干の税率の引き上げを行う。四、印紙税について定額税率及び階級定額税率を二倍に引き上げるとともに、階級定額税率の最高価格帯の見直しを行う。五、有価証券取引税について国債を除く公社債の税率を五〇%引き上げるとともに、一般の譲渡の場合の株式等の税率を二〇%程度引き上げる。以上のことを答申いたしましたのでございます。

なお、「昭和五十六年度の税制改正に関する答申」におきましては、今後引き続き財政体質の改善に最大限の努力を傾注することが要請されるが、税制面においては中期答申で検討課題とされた各般の問題をめぐり、今後幅広い観点から研究を重ねていくべきであると述べております。これを受けて昨年十二月の政府税制調査会総会におきまして特別部会を設けることとしたところでございますが、具体的にどのように審議を進めていくかにつきましてはまだ決まっております。私個人の見解としては、できるだけ早い時期に総会を開いていただきまして、事務局から国会における御議論の御報告を受けるとともに、特別部会の具体的進め方を含めて今後の審議の進め方について議論することとしてはいかがかと考えております。

以上で終わります。
○委員長(中村太郎君) ありがとうございます。次に、吉野参考人をお願いいたします。
○参考人(吉野昌甫君) 一橋大学の吉野でございます。

勝手な申しですが、利子・配当所得等についての総合課税への移行に伴う小額貯蓄等利用ユーザード制、いわゆるグリーンカード制度導入に関連する郵貯と民間金融機関との間の金融問題に関して、私の考えを簡単に述べさせていただきます。

と思ひます。

第一に、グリーンカード導入についてでございますが、税負担の公平化という目的があります。以上、これに原則的に反対するということは考えられないわけでありまして、その点で問題は、そのグリーンカード導入に伴います摩擦など調整上のデメリット、これをどう考えるかでありまして。

第一に、金、不動産、それから外国に対する預貯金の流出といったようなことが金融資産に影響を与えるかどうかということでありまして、この点は世上言われているほどの影響はないと私は考えます。

第二に、本人の確認、それから名寄せ、限度額の管理、グリーンカードによる管理に関しましては、郵貯とそれから民間金融機関の適用に関しまして、完全に均等な条件の確立についての意見のギャップといったものが依然としてかなりの幅で残っているのではないかと私には考えられます。残っているのではないかと私には考えられます。残っているのではないかと私には考えられます。残っているのではないかと私には考えられます。

第三に、一般個人預貯金者に対する手続上の負担等との対比で、民間金融機関のこれから考えられます過当競争、それから要求払い預金がグリーンカード適用外であるといったようなそういう問題との関連で考えますと、不公正な正の効果に關しての不確実性というものが残っているのではないかと私には思ひます。

第二の、昨年グリーンカードの適用問題がうるさくなりましてから、かなり郵貯とそれから民間の金融機関との間の資金シフトの問題が起きたわけでありまして、その点に関連いたしまして、まづ金利一元化の問題について触れたいと思ひます。

個人預貯金者に占めます比重が郵貯の場合約三〇%、これは五十五年の九月末ぐらいの数字であります。それから単一金融機関として、郵貯はすでに世界一の資金規模を誇っているといったことが言えるわけでありまして、こういった非常

に大きな金融機関に成長しております郵貯が、相互依存性の強い金融市場の金利に対する調整上の協力といった責任の重大さといったことが指摘できると思ひます。

また、金融政策の機動性、それから弾力性の運用面でのゆがみでございますが、その点の第一は、日本の金融市場の国際化、それからアメリカを中心とします国際的な短期金利の大幅な変動、それから金利高、こういった状態を考えますと、金融政策の有効性確保には、金利機能の活用的重要性が非常に増しているというように考えるわけでありまして。

この問題の第二といたしましては、郵貯法では、国民大衆の利益の増進、貯蓄の増強といったことをうたっておりますが、これとの関連で、利子率引き下げに關しまして利子収入面でのマイナス、それと国民経済面での安定成長のプラス、そして貯蓄増強といった面では、利子率よりはGNPの影響が非常に大きいといった関連で考えますと、二元化的な考え方というのは賛成できない面がございます。それから現在、財政政策の硬直化といったことが指摘されておりますが、この面からも金融政策の有効性の確保といったことの重要性は指摘できると思ひます。

それから、小口の預貯金者の保護といった観点でございますが、これは金融政策を含めました経済政策面からの配慮よりは、社会政策的な配慮で行うべき問題ではないかというように思ひます。

それと金利一元化と金利自由化との関係が最近問題になっておりますが、この点では現在、規制金利であります個人預金金利を自由化の方向に仮に持っていくといたしまして、この場合、預金金利の自由化の方向は、官業としての市場の需給関係で決まらないうところで金利を決定するといった郵貯方式よりは、当然市場原則、需給が敏感に金利に働く、そういった原則の上での金利決定の重要性といったことが指摘できると思ひます。その点で、金利自由化と金利の二元化といった主張は受け入れにくい側面があります。

次に、金融問題の第二の問題といたしまして、官業としての郵貯と民間金融機関との関係について触れたいと思います。

その第一は、民間金融機関が個人の預貯金の吸収、それから個人に対する融資の拡充、それから為替振替業務の機能の整備、こういったことを着々とやっております。民間金融機関自体の競争も非常に熾烈であります。こういった民間金融機関の整備が非常に進んでおりますが、国におきまして、官業であります郵貯が四十年以降非常に急成長いたしまして、民間のシェアを食う。それから単一で考えまして、先ほど触れましたように、世界第一の預貯金を占め、個人預金の中の三〇％までのシェアを占めているといった郵貯の必要性は一体どこにあるのか、こういったことにはなかなか納得できる理由というのは見つかりにくいと思います。

第二に、郵便貯金自体について、この存在理由について考えてみますと、第一は小口預貯金者の利益の増進と貯蓄の増強といった面でございますが、この場合、個人預金の三〇％も占めておりますシェアといったことから考えて、これ以上小口預貯金者の保護といったことを官業で行わなければならないのかといったことが疑問として考えられるわけでありまして、

それから第二に、財投の原資の確保という問題がございます。現在のようなスピードで郵貯の資金シェアを拡大していくということになりますと、長期的に長期金融構造、民間の資金に対する財政資金の比重といったもののひずみはかなりのつきりとならわれてくるのではないかと思います。また、財投シェアの拡大自体が補助金の形態での税金といったものの補てんといえますか、吸収を必要とするといったことも問題ではないかと思ひます。

次に第三点としましては、民間金融機関の預金金利との関係でございますが、郵貯が三〇％までのシェアを占めまして、単独で世界一の資金規模を占めているということでありまして、民間の預

金金利といったものは、郵貯のプライスリーダーによって決定される、こういったのが現状ではないかと思ひます。

次に、郵貯の預金金利決定方式であります。これは公定歩合の変化に応じて上方には伸縮的、下方には硬直的といった傾向があるわけでありまして、現在の利ざやが非常に厳しい状態の中で、こういった公定歩合の変化の中で上方にずれ上がるような預金金利の決定方式といったものは、民間の利ざやに対して非常に厳しい圧力をかけるといことが指摘できます。その点で、個人、中小企業といったものの借入金金利の引き下げといったことにこの利ざやの圧迫が悪い影響を与えることが考えられるわけでありまして、

金融問題の第三点といたしまして、定額貯蓄自体の問題が取り上げられるわけでありまして、

定額貯蓄は、国の信用をバックにしまして安全性、それから従来の非常に小規模変動といった安定性、それから複利定期で六カ月後は流動性が非常に高い、ペナルティーなしで現金化ができる、それから複利定期の十年据え置きといった高利回り性、それに加えて資金吸収面での印紙税や法人税の負担がない、それから収支相償といった非常利性、この競争上での有利さを考えますと、このような万能商品といったものが一般金融市場での金利面に対してゆがみを与えないだろうかといったことが問題になります。で、これははつきりと昭和四十年以降民間のシェアを郵貯のシェアが大幅に食っているという、そういう持続的な金利構造のゆがみといった面でのこの万能商品の金融市場に与えるひずみが指摘できると存じます。

第一点としましては、民間金融機関がなぜこれを、こういった万能商品をやらないのかといったことが問題になるわけでありまして、熾烈な競争をしております民間金融機関がやらないのは、これはもう当然おかしなわけでありまして、競争相手として郵貯に資金をこれだけ食われているわけでありまして、当然そういったものを食うための努力が行われるはずであるわけですから、それがやられ

てないというのは、護送船団方式を軸にしました努力不足であるのかと申しますと、最近では利ざやマイナスのところまで、ぎりぎりのところまで実質的に民間金融機関は追い込まれている。そういった状態の中で貸出金利、要するに市場の資金需要との関係でこの商品をやったんでは、民間の金融機関は営利的に成立していかないという状態まで追い込まれていると、こういったように考えるわけでありまして、そしてこの影響は、特に個人預金の多い中小金融機関に対する影響が非常に強いと、したがって借入面では個人、中小企業に対する影響が強くあらわれてくるといったことを指摘できると存じます。

それとの関連で、こういった万能商品がやれるというのは郵貯が官業であるからではないかといった側面について検討する必要があります。ではないかと思ひます。特に郵貯の収支状態についてのわれわれの検討といった面では、計数面での民間金融機関との比較が非常ににくい側面がございまして、そういった点で、ぜひ比較可能な資料の整備といったことが望まれると思ひます。そしてさらにその点で考えますと、資金運用部の利回りとの関係、財投原資としての国民の税金面に対する負担といったような問題、これがないかどうかといったことをこの商品に関しては検討していく必要があるというのを私は考えております。

以上でございます。

○委員長(中村太郎君) ありがとうございます。

次に、吉牟田参考人をお願いいたします。

○参考人(吉牟田勲君) 日本大学の吉牟田でございます。

本日議題となっております三法案それぞれについて意見を申し述べさせていただきます。

まず初めに、法人税法の一部を改正する法律案の関係でございますが、今回の法案によりまして法人税率の引き上げが一律二％行われております。私は、財政の状況によっては将来もう二％程度引き上げていいんじゃないかというふう

に考えております。その一つの理由は、過去の最高法人税率が四二％、昭和二十七年の改正による四二％でございますが、当時は現在の配当課税措置に当たったものがなかったわけでございます。配当課税措置を込みにして考えますと、今回の改正後がなおまだ少し低いというふうに考えます。

それから第二番目に、中小法人の税率引き上げについてでございますが、今回一緒に二％引き上げられたわけでございますが、基本的には慎重であるべきだというふうに考えますけれども、所得税の累進税率とのバランス、個人事業者の場合、現在でしたら七百万円から八百万円の階層の税率は三四％ということになっておりますので、これとの関連で検討することは必要であらうというふうに考えております。

それから、今回の改正の中に健康保険組合を非課税法人から収益事業課税法人へ移す改正がございまして、まあこれは多年の宿題の解決でございます。また同時に、政令の改正で収益事業の拡充も図られておりますけれども、収益事業につきましましては、なおまだ研究すれば拡充できるものもあるんじゃないかというふうに考えまして、将来の拡充の検討を希望いたします。

それから、法案に関係ありませんが、政令改正で貸し倒れ引当金につきまして金融保険業の繰入率の引き下げが行われております。金融保険業だけではなくて全業種にわたりますと、まだ実績貸し倒れ率よりも法定繰入率は高いと思ひます。そういう点から、もっと全般的に引き下げていいんじゃないかと思ひますが、終局的には貸し倒れ引当金の繰入率は実績率だけで計算していいんじゃないかというふうに考えております。

次に、所得税法の一部改正法案について意見を申し述べます。

今回の改正で寡夫控除——やめの方の寡夫控除が入れられましたけれども、これは社会党の発案かと聞いておりますけれども、厚生年金保険料

の女子掛金率の引き上げなどと同じような思想で逆差別の撤廃みたいなことだろうと思いますが、賛成でございます。

それから、改正法案、今回の法案自体には関係ございませぬし、いま吉野参考人がかなり詳しくグリーンカードの問題述べられましたけれども、私グリーンカードの問題につきましては、利子所得の総合課税というのはいわば長年の懸案であり、税制を公平なものにするためには最低限必要と申しますか、不可欠の制度であると考えております。したがって、ぜひ予定どおり実行しまして、わが国の所得税の公正実現への一歩前進をされるよう強く望みます。

また、それに関連しまして、たとえば生命保険料控除とか少額預金非課税制度は大蔵省の資料なんかでも租税特別措置として掲げられておりますが、郵貯の非課税は特別措置の中に掲げられていないようでございます。本来やはり同等に取り扱って同等に議論していいんじゃないかなというふうに考えます。

また、グリーンカードの実行と絡みまして、グリーンカードを実施しますとかなり所得税の課税ベースが広がって、税収もふえるんじゃないかということがあると思います。まあ確かにそういうこともあるかと思いますが、財政再建の状況とにらみ合わせながらその点を配慮しまして、将来所得税の減税、特に最高税率を含めた税率の刻みの調整や税率の引き下げも含めまして、あるしかるべき段階では検討すべきであらうというふうに考えます。

最後に、租税特別措置法の一部改正法案について意見を申し上げます。

まず、租税特別措置全般についてでございますが、私は期限を切って短期集中的に行ななければ、租税特別措置というのは十分な効果は発揮し得ないと考えております。このような観点から見ますと、わが国の租税特別措置の適用期限は非常に何回も延長されて、長くなっているように思います。当初の期限が到来したら廃止するという機

動的改廃の原則をつくって厳重に守っていくべきではないかと考えます。

また次に、租税特別措置の廃止縮減の方法というところ考え合わせますと、その受益が特に特定少数の者に集中して、所得の過半を占めるようなものであるとか、直接的な効果がなくて間接的なもの——時間があれば少し例を挙げればいいのかもしれませんが、そういうものから優先的に縮減すべきであらうというふうに考えております。

また、生損保の保険料控除のように納税者の大多数が適用を受けるような特別措置というのは、だんだん一般減税の中に含めていつて廃止する方向で検討をすることも必要であらうかと思っております。

それから、今回の改正の内容は非常に多岐にわたっておりますが、そのうち一つだけ特に私が申し上げたいのは、交際費課税についてでございます。今回、交際費の課税については一般的には九〇%の損金不算入ですが、一〇%の損金不算入になる判定基準につきまして、基準年度の交際費額の二〇%を超えた場合というのをいって一〇%を超えた場合——基準年度というの是对前年同期でございますが、という改正が行われております。また、昭和五十四年度の改正では、基礎控除額が資本金額が多い法人ほど少なくなるという改正が行われているんですが、今回の改正及び昭和五十四年の改正、私倫理的な観点からはそういう考え方もあるかと思いますが、税制の合理性という観点から考えますと、いずれも余り適当な改正ではないというふうに考えまして、もし交際費課税をもっと強化すべきだと思つたと、むしろ税制として合理的説明がつくような、それも例をいろいろ言えば本当はいいのかもしれないんですが、たとえば接待供応なんかについては一定額以上は認めないとか、違つた改正の方がより望ましかったのにならうかというふうに考えます。

私の意見はこれだけでございます。

○委員長(中村太郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終了いたしました。

○委員長(中村太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま野呂田芳成君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君が選任をされました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中村太郎君) 速記を起こして。

○委員長(中村太郎君) これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○穂山篤君 参考人の皆さんには大変きょうは御苦勞さまで。

税調の木下先生にお伺いをしますが、先ほどお話のありました中期答申です。従来にない歳出問題などについて思い切つた発言もしておられるわけですが、二、三のことについてお伺いをしたいと思います。

その一つは、歳出カットの問題についてまあまあ努力をしてきたというふうな評価をなされているわけですが、私どもとすればこの評価は非常に甘過ぎるというふうな意見として申し上げざるを得ないんですが、税調の皆さんが、歳出カットについて大いに努力をしている面はよくわかりますけれども、その歳出カットの結果について分析をどういうふうになされているか。

それから、いわゆる不正税制の問題につきまして述べられておりますが、この答申によりまして一段落をしているというふうな結んでおります。私どもの記憶によりますと、税調としても長年いろいろな問題について研究をされていきます。たとえば広告税の問題あるいは土地増価税の問題、さらにはギャンブルあるいはパスポートというもののに対する研究がなされているわけですが、余りにも国民の立場からいいますとその研究が長過ぎて、いまだにお答えが出ていないのは非常に残念

ですけれども、不正税制の是正は一段落したというそれはどういう根拠があつてそういう答申になったのか、その点を伺いたします。

それから、かつての税調では、自然増収があつた場合に少なくとも二〇%程度国民に還元した方が妥当ではないかということに答申されたことがあるわけですが、最近そういうことについて全く物を言わなくなつてしまつた傾向があるわけですが、その考え方の変化はどういうところからきているのか。

それから、税調の運営についてお伺いするわけですが、きょうこうやつて大蔵委員会は先生方の御意見を聞いているわけですが、税調でも、たとえば五十六年度の税制改正を政府に答申するに当たつて、国民の各階層からあるいはそれぞれの専門分野から資料の提供を求めたり意見の開陳を求めて、幅広く税調が国民の意見を集約するといふふうなことをなされているのかいないのか。いないとするならば、どういう根拠に基づいておられるのか。

以上、木下先生からお答えをいただきたいと思つております。

○参考人(木下和夫君) ただいまの穂山先生の御質問に対してお答えいたします。

第一の問題は、歳出の節減合理化に関する税調の答申の問題でございますが、御指摘の問題はまず中期答申というお言葉でございますが、中期答申につきましては、歳出の増加率を全体として今後財政再建期間を通じてGNPの伸びを上回らない水準にとどめようという考え方で歳出の問題を取り扱つております。

それから第二に、昭和五十六年度の税制改正に関する答申におきましては、徹底的に歳出の縮減合理化を行つてほしいということを予算当局あるいは財政当局に要請した上で私どもの意見をまとめておるわけでございます。これで十分であるといふような判断は私どもは税調の答申の中において行つてはいるわけではございません。したがって、これから私個人の意見を申し上げます。

いただきますれば、御承知のとおり五十六年度の税の自然増収は約四兆五千億と見積もられておったわけでございますが、しかしながら、縮減することが不可能な歳出項目が、すなわち国債費及び地方交付税でございますが、この合計が約十四兆四千億円余りでございます。自然増収がございましてこれを除いたいわゆる一般歳出に向けるべき分は三十兆円余りしかなかったわけでございします。したがって、歳出の縮減合理化でこの三十兆円余りまで一般歳出を切り詰めていただくことができれば、もつと広く一般会計歳出総額で申しますと、四十五兆二千億円余りまで縮減合理化をしていただきますれば、租税の増収のための一切の措置は全く必要がなかったというふうに私は感じております。

それから、第二番目の不公平税制の問題が一段落したと税調では判断をしておるがというお尋ねでございますけれども、私も税調としての表現といましては、いわゆる租税特別措置というもののついてその整理合理化はおおむね一段落したという表現はいたしておりますけれども、一般に不公平税制の問題が一段落したというふうには書いておりません。

これからは私見でございますが、わが国における税制の不公平というもののうち最大なもの、所得税における所得の種類に応じての課税の不公平の問題があるわけでございまして、この問題を根本的に解決しなければやはり税制の不公平ではなくていわば課税上の不公平の問題は解決できない。それは、基本的にはやはり申告納税制度のもとにおきましては申告をする人たちの問題である。いかに罰則の強化とか記帳の問題というようなものを考えましても、基本はやはり納税者自身の問題ではなからうかと考えております。

以上は私見でございます。それから次は、自然増のうち少なくとも二〇％を還元するというのはいわゆる中山伊知郎先生が税制調査会の会長をしておられた時代の税調の一つの基準でございました。この時代は御承知のと

おり高度成長期でございまして、非常に豊富な自然増に恵まれておった財政としてはいわば非常に楽な時代であつたわけでございします。で、それにつきまして物価の上昇等々に關して減税を行つて調整をするというアイデアは、諸外国と違ひましてわが国の場合には裁量的に行われまして、自動的に所得税の減税が行われるような措置は講じておりません。この点は御承知のとおり、OECDの報告によつても諸外国と日本との場合を対立させて説明しております。日本はいわば裁量的に高度成長期にこういう減税をやつてきたというふうな評価をしておりますが、ただOECDが一九七六年に発表いたしました資料を持てまいりました。その中には次のような言葉が書いてございします。今後日本の経済が従来のような成長率を維持することができないで低下をする、成長率が下がつてくる局面が予想される、その場合には過去二十年間に行つたいわゆる調整減税というのはどうも行われそうにない局面に差し加つておる、この場合には従来年々と言われるほどの減税をやつておつたが、そのタイムインテバルがそれほどしばしば行ふことが不可能になつてきた、ということをつくくも予言をしておるわけでございします。私は、現在の状況はまさにその状況にあるというふうな考えをしております。

それから第四番目の御質問は、税制調査会の運営について幅広く国民の意見を取り入れておるかという御質問でございます。これは御承知のとおり、ただいまの税制調査会の構成メンバーの中には広く各界の代表者が加つておられます。その上から要望がございします税制改正の問題につきましては、非常に膨大な資料を私どもは会議の席上でちようだいをいたしております。したがって、直接に国民の代表の方が税調の席に並んでおられるというわけではございませんけれども、いまのメンバーの構成から申しまして大体国民の御意見と言われるものを代表される方々が審議に加つておられるというところは私は否定できない。現在の制度のもとではそれが最も

望ましい方法であると考えております。

以上お答えいたします。○磯山篤君 この所得税の問題について木下先生並びに吉平田先生にお伺いするわけですが、昭和五十六年度の自然増収四兆五千億程度あるわけですが、そのうちの半分は勤労所得税の増収ということになつてゐるわけですか。これに対する勤労者の意見というのは御案内のとおり幾つかあるわけですが、いま課税最低額が標準世帯で二百一十五千円ですが、に抑さえて税率構造そのまま変わつていないわけですね。ところが、年々勤労所得者も名目的には賃金の水準が上がつていくわけですが、そのために源泉所得者にかかります税というのは非常に高くなつてまいりまして、これを直せ、返せというふうな御意見がたくさんあるわけですね。課税最低額の引き上げの問題について、今日のような状況でいまの標準世帯二百一十五千円というのが適当であるかどうか。

それから税率の刻みの問題ですが、非常に細かくなつておまして、階段が多いということはそれだけ所得が上がりますと納税金額も高まるというところで、その刻みをもつと幅広くしたらどうか。ある意味では調整減税のような意味も含めてそういう御意見が非常に強いわけですが、その点についてお二人からお願いをしたいと思ふんです。

○参考人(木下和夫君) ただいまの問題につきましては、所得税プロパーの問題とそれから物価調整の問題をどう配慮するかという二点が同時に御議論の中にあつたと解釈いたしますが、物価調整減税の問題については先ほども申ししたので、これ以上繰り返すことをやめますが、所得税プロパーの問題と申しますのは、一般に非常に累進度のきつい税であると言われております。しかしそれは累進度をどの辺の所得階層について考えるかによつてずいぶん違ひまして、少なくとも中所得層から以下の所得層については累進度はそれほど大きくございません。それ以上の所得層について累進度が高いという姿は、私は非常にいい所得税の

税率構造であると考えております。もし名目所得の上昇に伴つて税額が増大することが好ましくないという一般論を主張いたしますならば、累進課税をやめなければならぬ。極端に申しますれば累進課税をやめて、フラットの一律の税率にしなければならぬという矛盾がございします。したがって、私どもの考え方は所得税における累進性というものは維持したい。で、維持した上で、いま仰せの低所得層の部分に關するいわば所得階層の刻み、特定の税率が適用される所得階層の刻みをもう少しなだらかにすると申しますか、もつと広くする。そうすれば所得がかなり上がつても税額がふえることがない。言いかえれば、同じ税率が適用されるから急速に税負担がふえることにならないので、そういう方法があるではないかという御意見だと思ひますが、実はいまのように刻みを細かくいたしましたのは、累進課税であり、しかも低所得層に負担がかからないように工夫した結果でございまして、それをもとに戻してよろしいものかどうか。これはやはり所得税の再分配効果というものをどう判断するかにかんよると思ひます。もちろん、今後税率構造については改めて検討を続けてまいりたいと思ひます。

○参考人(吉平田勲君) いまの二つの問題でございします。初めの課税最低限の問題につきましては、財政の状況等がこういう状況でなければあるいは考えるべきだという意見もあり得るのかもしれないが、現在のような状況であれば現在の水準というものはやむを得ないんじゃないだろうか。私、非常に外人の方と接する場合が多いんですが、何かやはり外人から見ると——日本の国内で見ますと私もかなりいまの所得税の負担は低いとは余り思われないうような気がするんですけれども、何かやはり外人は非常に日本の所得税負担は安い、こう言つておまして、そういう点から考えますと、やはりいま直ちというところは考えなくていいんじゃないだろうかというふうな考えです。それから、税率刻みの問題でございしますが、木下先生がかなり詳しくお話しございましたが、私

も結論だけ申しますと、むしろやはりいまの初めの二％の刻みのまま刻みの段階は調整を必要とするある段階で上げる、いまの刻みを金額を上げることは必要であるというふうに考えます。

○磯山篤君 お二人の先生にさらに伺います。源泉所得あるいは申告いろいろな種類がございます。世間ではクロックとかいろいろな話が出ています。所得の正確な把握という面で行きますとサラリーマンというのは逃げ場所がないほど正確ですね。それから、農業所得の場合も最近では都市の労働者と同じほぼ近い所得水準になりつつあります。それからフリーの事業者につきましては、これは業種によつてずいぶん違いがあるわけですが、なかなか所得の把握が率直に申し上げて非常に困難です。困難ということはある意味でいきますと、御本人にしてみますとずいぶん節税に工夫をしている面もあるやに思うわけですが、ところが不公平感とかあるいは重税感というのは、相当もつかつていながらもかわらず税金を納める額が少ないうちは納める人たちが少ない、そういうところからサラリーマンの不満が出るわけですね。その所得の捕捉について何か特別の知恵がありましたらひとつ伺いをしたいと思います。

それから所得は、たとえば三百万円程度のサラリーマンが片方である。雑損控除があつたにいたしましてもそれは微々たるものです。ところが、農家の方で三百万、四百万の収入がありまして、かなり控除を受けるわけです。経費で落とすことが可能ですね。それは一般の事業者も同じです。一番悪い例を申し上げますと、ある農家で購入しました外車ですね、外国のマイカーも経費で落とされているという事実もあるわけです。そういう中で、そういうことを容認しておきますと不公平あるいは重税感というものはなかなか払拭をされない。ですから、この経費の落とす方の問題についてももっと厳密に行へ、あるいはもっと枠を小さくすべきではないかという一方の意見もあるわけです。そういう点についてあわせ

て伺いをしたいというふうに思います。

○参考人(木下和夫君) 前段の御質問でございすが、実際は仰せのとおり御指摘のとおりだと思います。で、ただこれを是正する方法いかんということになりまして、私が妙案があるわけではございませんが、基本は先ほど申し上げましたように、申告納税制度のもとにおける申告者自体の問題であるというふうに考えております。それで、したがつて問題をそのままにいたしまして、いつまでたつても是正できないという悲観論に達着するわけではございません。ただ税の仕組みの仕方によつては所得がガラス張りになるというような税を考へることもできないわけではございません。実は、私個人は国会では全く問題にならずに死んでしまったのかどうかかわりませんけれども、例の悪名高い一般消費税、これは原型はヨーロッパの付加価値税でございすが、この税を勉強いたしました十数年前の私の感觸といたしましては、この税の導入は少なくともいま仰せの不公平を是正する、大幅に是正する一つの手段になり得る、税収の問題やその他は一切別でございまして、そのような感じで私はやむを得なければこういう税を採用することによつて税収目的ではないという立場からでもこれは是認ができたと思つておつたわけではございます。その後、残念ながらこの税の導入が財政再建問題と絡めて議論されるようになりまして、税制そのものの改善ということを離れてまいりましたので私の志とは若干変わつてまいりましたけれども、しかしこの一般消費税という仮称の税調の提案に対して猛烈な反対がございまして、私はこれをどうするといふ問題は考へておりませんけれども、その場合に言われておりますのは、しばしば実は所得がガラス張りになるからいけないんだというお話をジャーナリズムの方などから伺いますと、一体どうしたいのかということについて私は手がないと申し上げるよりほかはございません。

それから第二の問題は、給与所得者に対する控除の問題とそれから営業なされておられる方のい

わば経費の控除の問題との間に不公平があるのではないかということだろうと思ひますが、やはり営業されておられる方の所得というのは、売上金から経費を除いた残額がネットのインカムと申します。か利潤ということと課税対象になりますけれども、給与の場合にはその控除と必要経費というものの考へ方が営業の場合と若干違つてございします。したがつてもうずいぶん前から実額控除に切りかえるという御意見もあるわけではございますが、ただ諸外国の例を参照いたしまして、諸外国では実額控除をそのまま認めて、そして非常に大幅の経費を控除しておるかのような錯覚がございしますけれども、実は非常に厳重で、実額控除と申しましてもいまの日本の給与所得控除よりも大幅になつておるという事実はございせん。したがひまして、納税者としてむしろ単純明快な方法と、しかも相当かかつた費用をカバーできるような給与所得控除の方が私は現在のところはすぐれた制度であるというふうに考へております。

以上でございします。

○参考人(吉平田勲君) 把握の問題は、この制度の問題あるいは行政の問題両面にまたがる問題というより、私はどちらかというと行政の問題のようないふことが考へられるかという観点から考へてみますと、かなり所得者間のアンバランスという問題はフランスやアメリカ等でも問題になつておりまして、アメリカではたとへば給与所得についてだけ所得税の最高税率を五〇％でとどめるといふようなこともやつております。まあこの制度でどこまでこの問題が片づくか非常にむずかしい問題だといふふうに考へますが、それが一点。

課されたり、あるいはブライバシーというような問題等と絡むような発想が出てくるようではございまして、しかしやはりブライバシーの問題は守りつつできる課税資料というのを広げていくことが必要でなからうかといふふうに考へます。

それから経費の拡大傾向といふような問題、あるいは所得の縮減傾向と申しますか、そういうことに対して何かないかといふことでございします。が、どうも結局はこの経費の拡大というのは租税特別措置といふかつかうで本来損金とか必要経費にならないものが落ちていくといふようなことと絡んで考へるべきかといふふうに考へますと、この租税特別措置の縮減を進めるといふようなことにならうかと思ひますし、それ以外では余り普通の経費について制限すると申しますと、せいぜい事業に關係のない経費はこの事業の収入からは引かない、現在もそういう考へ方であるようではございますけれども、たとえば所得税ではかなりそういう考へ方があるように思ひますが、法人税なんかでそういう考へ方を進めれば少し効果があるかどうか、そういうことを考へます。私の意見はこういうところからでございます。

○磯山篤君 木下先生にひとつ御感をお伺いたいんですが、国会は、いろいろな紆余曲折がありました結果、与野党の間で妥協が成立をしまして、昭和五十五年決算が実際に明確になりましたのは七月ごろでしょうか、残つた金は戻しまして、こういう妥協が成立したわけですね。税調という専門的な立場から見ますと特別な御意見もあらうと思ひますけれども、御意見というよりも御感想を、こういうものとその税調の作業とを比較をしてどういふ御感想を持てているか、その点一点お伺ひします。

○参考人(木下和夫君) 税制調査会におきまして、昭和五十六年度の所得税のあり方に関して、物価調整減税を行ふべきであるという御意見が委員の中から強く出されたことは事実でございします。また私も、それに多くの時間を割いて論議をいたしました。しかし現在の財政状況のもと

で、しかも現在の日本の所得税の仕組みというものを前提にいたします限り、五十六年度については所得税減税は見送らざるを得ないという結論に到達したわけでございます。ただしその後、いま御指摘のように、五十五年度の剰余金の範囲内での所得減税について国会におきまして議長裁定があり、その後六党の国会対策委員長会談の合意が成立いたしました今後措置されるということについては、税制調査会は何らここで意見を差しはさむものではないというふうに思います。

それから、これからは私の個人の意見でございますが、実は財政法第六条というものは、財政の運営を健全にいたしますために、剰余金が出ました場合その二分の一を下らない金額は公債償還の財源に充てるということになっておりまして、このことを、あえて例外を、特例をおつくりになつてこの減税に充てられるということよりも、歳出を削つてそうしてその分だけ所得税を減税なさるのが筋ではなからうかと私個人は考えておりますが、これもなかなか言いにくいことで、このぐらいいとどめさせていただきます。

○磯山篤君 はい、どうもありがとうございます。

吉野先生にお伺いしますが、郵貯問題を先ほどお話になりました。公平に見て消費者の立場から言いますと、サービスがよくて便利で安定した方を選択するというのは当然だと思ふんですね。

その意味で言いますと、都銀にしろ地銀にしろのはげたばきで入れない厳しさを保持しておりますし、郵貯の方は気軽に預け入れができる、あるいは下げることも非常に容易にできる、そういうことも現実にはあるんじゃないかと思ふんです。仮に官営の郵便局が民営の郵便局になつてもそのことは同じだと思ふんです。言いかえてみますと、都銀なり地銀なりその他金融機関がやあぐらをかいてきたのではないかという見方もできるわけですが、その点を一つお伺いします。

それからコストの問題を考えてみますと、郵便局というのはどこにでもあり、二万二千方所です

か。ところが市中銀行になりますと、一等地で相当びつくりするようなビルの中に構えている。非常にコストが高い。中には、最近比較をする人がありまして、銀行の物件費というのは他の勤労者に比べて二、三割高い、こういう指摘も数字の上から言われているわけです。したがって民間の金融機関ももっとしつかり原点に戻るべきじゃないか、こういう意見があるし、あつても当然だと思ふんです。その点についてお伺いをいたします。

それから、御案内のとおりアメリカは、失業率にいたしましても、インフレ率それから金利、いずれも二けたですね。特にアメリカから海外に出ておりますアメリカ系の多国籍企業が出ております資金というのは膨大なものです。アメリカの金利二〇％ですか、これなかなか下げづらいという意見の中には、外国に進出してありますアメリカ企業から相当な圧力がかかつていて金利を下げるのが全く政治的に不可能だという説も流れているわけです。そういう点についてどういふうな御見解あるいは分析をされておりますか、それが二つ目の問題です。

それから、外務大臣が自動車問題でアメリカから帰つてきまして、いづれこれについてのいろいろな相談がされると思ひますが、この六月開かれますサミットにおきまして国際貿易あるいは国際金融という非常に高い次元の話が準備されているのではないかとこのうに思ひます。国際貿易のことは別にいたしましても、国際的な金融のあり方の問題について先進諸国がいずれも成長率が非常に弱い、インフレが非常に高い、失業者が非常に多くあつたところ、こういう分野から見て、国際金融でこれから日本はどういう点を特に配慮をしてお伺いして終わりたいと思ひます。以上です。

○参考人(吉野昌甫君) お答えいたしたいと思ひます。

御質問は三つございまして、そのうちの第一点は二つに分かれるかと思ひます。

うかという点であろうかと思ひますが、確かに商品の開発面で法人企業中心の考え方というのが民間の金融機関には強くて、個人に対する対応といったものの努力がある時期おくれたということはあると存じますが、しかしオイルショック以後法人企業の方の資金需要が非常に衰えてきまして、法人の預金それから需要も衰える。で、民間の金融機関自体の、ピープルズバンキングと申しますか、民間の個人の場での金融の今後の成長といったことに対する熱意というのはオイルショック以後は非常に強いというように私は考えております。

それから第一点のうちの第二番目のコスト問題でございますが、御指摘のような、物件費それから物件費が民業に比べまして官業の方がどう見ても安いんじゃないかというお話で、資金の流れは安い身軽なところへ行くだろうというお話であらうかと思ひますが、その点確かに直接の比較はなかなかむずかしい、はつきりした数字の上で答ええる性質のものではないと思ひますが、二つの点が問題にならうかと思ひます。第一点は、やはり官業の面では資金を吸収するという側面だけではないに、資金運用がらみでの問題が入ってくる問題じゃないか。要するに資金を集める方での物件費、人件費、それから資金を運用する方での物件費、人件費、物件費といったものを込みにして比較検討するというのが重要ではないかというものが第一の点でございます。第二の点は、これは資金を吸収するという側面だけを考えましても、民間の金融機関の資金コスト、要するに資金を集めますときのコストの大きな割合は、大体六〇％前後の割合というのは預金利息でございます。で、人件費それから物件費、税金といった経費は四〇％で低いと、普通の製造業なんかですとこれが逆になると存じますが、金融機関の場合は資金コストの内訳が一番高いのは預金利率に左右される預金コストということで、経費率の面での資金吸収率面での節約といったことと、預金吸収面での預金利率面での割り高といったことの対比が非常に重

要になつてくると存じます。

それから今度は、第二点の問題であります多国籍企業といったような側面から金利を下げにくいのではないかと御質問であらうかと思ひますが、金利につきましては、国際間の金利の決定というのは御存じのように為替相場の変動、それから先物為替のキャパといったようなものを込みにしまして、国際間の金利の決定ということに行われてまいります。ですから、国際間で割り高な金利であるからといってそこへ直ちに資金が流れていくとか、それから海外の金利が割り高であるからその金利に合わせて日本の金利を高目に維持しなければいけないといったような考え方というものは、固定相場制のときには妥当な考え方と存じますが、変動相場制、特に最近のように為替相場の変動が非常に激しいという状況の中では、簡単に比較しにくい問題であらうと思ひます。

それから第三の問題でございますが、国際金融の場の中で日本は非常に失業率も低い、それから物価も比較的安定的である、海外と比較して日本は今後国際金融の場の中でどういった方向をとるべきであるかという御質問であらうかと思ひますが、その点につきましてはなかなかむずかしい問題で、必ずしも確かな答えではないと存じますが、要するに日本の場合、海外と比較して金融政策の側面で非常に特徴がありますのは、海外の場合は要するにマネーサプライを第一にコントロールするようなそういったマネタリスト的な傾向が非常に強い。そして対外的な側面と申しますか、国際収支の均衡に対する配慮というのが海外の場合は比較的弱くて、その側面では為替相場の変動等に任せて国内に対しては国内均衡主眼でいこうというのが従来の傾向であつたのではないかと存じます。そのひずみが、言いかえてみますとインフレーション、そしてそのインフレを抑え込むための非常に高金利、そして失業の発生といったスタグフレーションの問題につながつてきたと思ふわけでありますが、その点日本の従来の伝統は、国内の金融を考えます場合にも絶えず国

際収支ないしは国際競争力といった側面の影響
力、これは日本の輸出、幾らか輸出偏的な産業
構造の性格にもよると存じますが、海外に
対する均衡指向型の体質と、それからインフレに
対して国民が非常に敏感に対応する。そういった
金融政策面に対する国民の合意の反映と、そして
それに対してきめ細かい金利政策の運用といった
ことが日本の場合行われてきたと、この伝統をこ
れからも崩さないように保持していくということ
が大事ではないだろうか、こう思います。お答
えになっているかちよつと自信ございませんが。
○多田省吾君 本日は諸先生には大変御苦勞さま
でございます。

まず、木下先生に二点お尋ねいたします。
一点は歳出削減についてでございます。五十六
年度予算は、税制調査会で提言された国債二兆円
減額、あるいは一般会計予算の伸び率もGNPの
伸び以上に伸びましたけれども、一けた以下の
伸びというところは一応は答申に沿った予算といわ
れております。しかしながら、税制調査会で「お
つしやう」といふところの「歳出の節減合理化の要請」
というところには既存の制度、既定経費について
の厳しい見直し、勇断をもった行政改革の実現、
それによって歳出の節減合理化に努めることを強
く望むと。財政再建は単に特例公債や借入金等へ
の依存の解消にとどまることなく高度成長期に生
じた歳出の増加傾向そのものを是正するものでな
くてはならない。この努力を欠いたままの税制の
充実を図ることは、かえって財政の肥大化をもた
らすことに終わる懸念がある。私は、今回の予算
はこの懸念に当たったような姿ではないかと残念
でならないのです。木下先生御自身としては歳出
削減について具体的に考えがあったら教えてい
ただきたいと思ひます。

それから第二点は、所得税減税についてござ
います。御存じのようにアメリカのレーガン大統
領は三年連続所得税の一〇%ずつの引き下げを実
施に移すことになりまして、これによりますと課
税水準は相当に下がりがちでわが国との格差もな
くなつてしまふわけでございます。そしてレーガ
ン大統領は大幅減税の理由として、かえって内需
を拡大し、税収増加が減税分以上に期待できると
このように言つております。われわれも少なくと
も物価調整減税程度はやるべきであるということ
を主張してまいりましたが、残念ながら入られな
なかつたわけでございます。で、経済の状況を考
えまして、御存じのようにいま景気は非常に冷
え込んでおりまして、四ヶ月と云われたのが七月
期までどうも景気の回復は見込めないというよう
な姿もございまして、特に個人消費や内需が非常
に冷え込んでいます。自動車の問題等で輸出もこ
れから期待できない。また設備投資等も中小企業に
つられて大企業の設備投資もちよつと低目であ
る。いろいろな理由があります。われわれはやは
り国民生活を豊かにし、また個人消費を回り経済
の拡大を図るためには、どうしても所得減税によ
る以外にはないんじゃないか。で、わが国では課
税最低限の問題はありますけれども、やはり年金
とか、社会保障とか、国民に還元される分を考え
ますと諸外国と比べて非常に低いわけございま
す。そういう点からこういう理由は成り立たない
と思ひます。

それから所得税につきまして、関連しますけれ
ども、大蔵大臣が今度の利子・配当所得等の総合
課税にちなんで累進税率を緩めたいというような
意向を言われたとも伝えられておりますが、やは
りわれわれは、低所得者層の税負担の苦しみから
考えれば高所得者層の累進税率を緩めるという必
要は毛頭ないのではないかと思ひますが、あわせ
てお考えを聞かせていただきたいと思います。
○参考人(木下和夫君) 歳出の節減につきまして
は中期答申及び五十六年度の税制改正に関する答
申で、いずれも御指摘のように強く節減合理化を
要請いたしまして、その上で初めて税の問題を考
えるという理論構成をしております。
具体的に御質問の趣旨というものを私が解釈い
たしましたのは、五十六年度の歳出について税制
調査会の立場からこれをどう評価するかという御

議論かと思ひますが、これにつきまして、五十六
年度の予算が決まりました後で税制調査会を開催
したことはございせんので、委員の皆様が歳出
の削減の程度についてどのような評価をなさつて
いるかは私はいま知る由もございせん。したが
いまして、私個人の見解を申し上げさせていただきます。
とあるいは従来積み重なつてきた既存の制度の
打ち切りとか再検討というようなことを含めまし
て、今回の歳出の削減への努力は、非常な財政当
局の努力にもかかわらず残念ながら不十分である
というふうに考えます。その結果が、既存税目の
枠内でのいろいろな手段を使つて増収措置を講じた
ということを申し上げておきます。
それから第二番目の、所得減税の問題で、関連
いたしまして米国の所得減税の動向を御
指摘いただいたわけでございますけれども、米国の
場合、いまスタグフレーションの実態とそれか
ら企業の創意、努力、意欲の欠乏、生産性の低下
あるいは技術革新の積極的な導入への怠慢等々が
重なりまして、わが国の現在置かれております経
済状況と米国の場合とはかなり話が違ふのではな
いかと思ひます。その上に、最近流行の供給面の
経済学というものが大統領の施策の後ろにござい
まして、これは言いかえれば法人税の減税により
あるいは償却期間の短縮によつて設備投資を促進
する、個人の貯蓄を増強するために貯蓄に対して
は減税を行う等々の方法をいま打ち出しておるわ
けでございますけれども、このような方法がわが
国にそのまま輸入されるべきであるとは私は考え
ておりませんし、しかもそのような方策を米国が
とりまして果たして結果がよいことになるかどう
かは、これは米国の学界における議論を見まして
も、賛否両論非常に強く対立いたしております。
特にその中で、税率を下げればかえつて税収がふ
えるといつたたぐひの議論をある学者が主張して
おりますけれども、これに賛成をする人は非常に
少ないということもあわせて申し上げておきま
す。
それから第三には、景気対策の絡みもあつて所
得税の減税を検討すべきであるという御議論でござ
います。ただいまのところ、御承知のように
財政、特に歳入面で歳入を減らすような措置を行
つてまで景気対策に積極的に立ち向かうという余
力はないと判断をいたしております。したがつて
それ以外の方法、たとえば先般打ち出されました
総合的な経済対策等の中に含まれますいろいろな
問題、とりわけ金融政策を中心として、いま落
ち込んでおります景気なるべく早い機会に立ち
直るよう仕向けていく以外に目下のところは手
がないという状況ではないかと私は判断を
いたしております。したがつて個人の所得税を減
税して、——御指摘は恐らく個人の消費支出を拡
大するということねらつて御主張なさつての御
発言と推測いたしますが、個人の消費を決定する
要因の中にはもちろんさまざまなものがございま
して、税引きの可処分所得の増加は確かに個人の
消費を刺激する一つの要因でございますけれども、
そのほかたとえば物価が安定化すれば個人の消
費は上向きになるという傾向もございまして、し
たがいまして、個人消費の動向につきましては、可
処分所得をふやしさえすれば直ちに個人消費が目
覚ましく増大するというような判断も私としては
なかなか下しがたい。したがつて景気調整という
意味での所得減税ということについては、それほ
ど、これを実行すべきであるというような積極的
な見解は少なくとも私個人は持ち合わせておりま
せん。
それから、大蔵大臣が総合課税の実行を契機と
いたしまして累進率の緩和云々ということにつ
いて御発言をなさつたさうでございますが、税制調
査会としてはこの問題をまだ取り上げておりませ
んの、恐らくそれは将来の問題になるうかと思
ひます。
以上でございます。
○多田省吾君 木下先生にもう一点お伺いしま
す。

やはり所得税減税の問題でございますが、御存じのように本年度の消費者物価は恐らく七・八%に上るだろう、政府の初めの六・四%を大幅に上回った結果になります。その結果実質賃金は非常に目減りをしていて、そういう姿に確定的になったわけでございます。それでもなおかつ昭和五十七年度以降においても物価調整減税が必要ないと、そのように思われているのか。

また一説には、新大型間接税と抱き合わせて大蔵当局が物価調整減税をあめ玉的に使おうというような報道もなされたわけでございますが、それすら見込めないような姿であると。もちろん私たちは大型新税に対しては強く反対しておりますが、やはり五十七年度以降の物価調整減税というのは大蔵当局もまた税調もほとんど無視しているような傾向がありますが、私は非常にこれはよろしくないと思っておりますが、木下先生のお考えはどうですか。

○参考人(木下和夫君) 名目所得の増加にもかかわらず税負担が増加するために実質目減りであるということの御指摘がございましたが、この問題につきましては、先ほども亀山先生の御質問に対してお答えいたしましたように、歳出の不足にもかかわらず依然として赤字国債を抱えておるような状況のもとで、本来ならばやりたいたけれどもやれないというのが実態ではないかと思っております。したがって、五十七年度以降において考えるかという御提案でございますが、これは税調の皆さんに御相談をしなければなりませんけれども、私個人は、五十七年度以降にこの問題を考え、改めて検討することが必要であらうと思っております。

それから第二は、新税の導入と抱き合わせて物価調整減税をやるといような意向が大蔵省当局にあるやうかがわれるような御発言でございましたが、私はその点は全く存じておりません。それはむしろ、仮にそういうことがあるかどうかともわかりませんが、仮にそういう新税を導入いたしましたときに、所得税に導入される新税の姿によつては所得税の減税あるいは所得税における改革

というものを考えねばならないだろうという感じは私は十分持っております。

○多田省吾君 ありがとうございます。

吉野先生に二点お尋ねいたします。

一つは、グリーンカード制度導入についてでございますが、五十九年一月から実施されることと決定されておりますけれども、最近になりましたその見直しの動きが出てくるわけでございまして。その理由としては、一つは、換物の動きが活発化するとインフレにつながりかねない。二つは、先生おっしゃったように、税金逃れのために海外に資金が、金や不動産等に流れるのじやないか。先生は世上言うほど影響ないとおっしゃっておりますけれども、こういった理由で見直し論が非常に持ち直したように思っています。このグリーンカード制度での税収見込み額は、大蔵省で五十六年度ベースでは国税分七百億円、地方税分千二百億円、合わせて千九百億円とっておりますが、もし見直し理由のような影響があるとすればどのくらい減収が考えられるのか、感触で結構ですからおっしゃっていただきたいと思っております。また、その防止策は何か方法が考えられるのかどうか。私もこんな理由で見直しをすべきではないともちらん思っております。

それから第二番目は、金利決定の一元化について先ほどもお話ししましたが、日銀総裁等は大蔵省や郵政省を暗に批判して、ぜひ一元化が必要であると強く言っておりますが、その点どう考えられますか。

○参考人(吉野昌甫君) お答えいたします。

最初のグリーンカード問題につきまして、換物、要するに書面骨とうそれから不動産、金といったような問題に対して金融資産から資金のシフトが起きるんじゃないか、そのために金融資産が減つて、それとインフレーションになるんじゃないかという議論でございしますが、これは私自身は、こういった影響というのは余り強く考えられないという考えを持っております。

それから第二点の、海外に対する資金の流出でございしますが、意外と外資の、個人の預貯金の海外に対する流出の受け入れというのは、われわれが考えておるほど簡単な問題ではなさそうですし、それからこれは結局、かなりの資金を動かさなければ海外に税金免れの資金を移動する意味はございせん。そういった点で、この二点の面から考える限りで、不公正正面での経費の増大といったものの影響は、私どの程度になるかはつきりしたことは申せませんが、いままでの資料なんかを見ておる限りでは大きな金額になるといううようなことは考えられないと思っております。したがってそれに対する防止という問題は余り強く考える必要はないんじゃないか、要するに現在の法制といったものの、それから行政といったもので厳しく取り締もらなければ十分じゃないかと思っております。

それから、第二点の一元化でございしますが、大蔵省、日銀といったところがこの問題に対して一元化の推進といったことを主張していると、それに対してどうかという御発言であります。私自身は、先ほど口述いたしましたように、この立場に対しては賛成の立場をとっております。

○多田省吾君 ありがとうございます。

最後に、吉野田先生に二点ばかりお尋ねしたいと思っております。

法人税の累進税率導入の反対の理由として、一般的に累進税率は法人税になじまないとか、あるいは税負担回避のために会社分割を招くおそれがあるとか、企業の規模、形態に差別的に働くおそれがある、このように言われておりますけれども、吉野田先生には累進税率への移行についてどう考えられておりますか。

それに関連いたしまして、先ほど先生は法人税率はあと二%ぐらい配当課税措置込みなので増収できるんだとおっしゃって、貸し倒れ引当金なんかも実績率のみでいいではないかと、やはり退職給与引当金なんかもまだ高いし、大企業のみが有利に運用できる法人税制内のいろいろな優遇措置がまだたくさんあるわけでございまして、そ

ういった点を考えると、諸外国と比べてもまだまだ法人税は日本の大企業の場合は緩いんだと、こういうふうには私は考えますが、その点いかがでございますか。

それから第二点は、これは時間の関係もございましてから簡明で結構でございますが、吉野田先生の「法人税加算調整方式の問題点」という論文を拝見させていただいたわけでございしますが、その効果について八項目にわたって検討されているわけでございます。現在の財政事情の厳しい中でこの方式を採用した場合、税収はどうなるのか。大蔵省でも試算されておられないので、傾向性だけでもお聞かせいただければありがたいと思っております。

この二点、お願いいたします。

○参考人(吉野田勲君) まず第一点の法人税の累進税率に関する問題でございます。やはり私は、累進税率につきましては法人にはとらない方がいいんじゃないかと。と言うのは、理由は幾つかございまして、おっしゃいましたけれども、まさに個人というのとは一人一人が自然人同等の立場でございまして、それに所得が、たとえば百万円あれば生活費は賄えると思つて、百万円を超える部分については幾らかたくさん取つても、まあ極端に言うとも百万円を保証しますと、あとは一〇%取つてもいいというふうな議論になり得ると思つておられるけれども、法人の場合には、新日本製鐵なら新日本製鐵という資本集合体という観点から考えますと、魚屋さん五十万の会社と資本金五千億円の会社とが、たとえば同じ金額をもとにして税率をだんだん上げていく、同じ金額とは言わないと、あるいは資本金に対する一定率とか売上高に対する一定率を段階にするという累進税率はどうかと、いろいろ累進税率と言つても単に金額だけではない、多田先生もお考えなのかとは思つておられるけれども、やはりどうもそぐわないのではないかと、気持ちを持つております。ただ、ちよつとそれと、したがって法人税の税率というのは基本税率というのがあるやうなところだと思つておりますが、現

在も今回七百万から八百万円に上がります中小法人の軽減税率があるわけですが、これは基本税率があつて、その基本税率より下の方で配慮をするというのは累進税率と——財政学では木下先生の方の御専門ですけれども、申しているようすけれども、累進税率はまた別個いろいろ考える余地はあるかと。要するに先ほど申し述べましたように、所得税の個人事業の税率とにらみ合わせながら、それより余り甘くなつてもまずいと思ひます。そういう意味も含めまして考える余地があるかという気はいたします。

それから、加算調整方式、要するにいわゆるインビュテーション方式についての結果が、やつたらどうなるだろうかということですが、これは本当に法人税率をどういう税率にするかということと絡んでおりまして、たとえばドイツでは五・一％と配当課税が一・五％だった税率を五六と、基本税率、法人税率を五六にしまして、配当分を三六というふうにやつたわけで、そういう税率、法人税率をどうやるかということと絡んでおりまして、私の論文のことを話してもしょうがないんですが、論文では税率を幾らに上げたいかという計算を実はやつておりまして、そういう意味では税率をむしろ引き上げる、法人税率を引き上げるといふ前提で税率は減らないような方法を考えるべきではなからうかと思つております。

○多田省吾君 結構です。

○近藤忠孝君 最初に木下先生にお伺いします。税調は普通の審議会と格が違うと、権威ある審議会だと言われているわけですが。答申の法制化率が高いと、それだけ私は重要な審議会であるだけに、そこでどういふ審議が行われているのかということは大変国民の知りたいところだと思います。

そこで、この税調の公開を求める声が大変強いことは御承知のとおりであります。これについては小倉会長も新聞のインタビューでこう言つておるんですね。「審議の内容を公開すると、委員が

自由なふん圓氣でものをいえないということもある。しかし、情報公開の機運が進んでくれば、議事録を閲覧させるぐらいの仕組みはできそうだな」と、一応そういう方向が出ていっていると思うんですが、ただ問題は、自由に物が言えないとおつしやるんですが、これはそういうことないとおつしやるんですね。それぞれの立場を代表しておられる方はな方々です、現に木下先生も先ほど言ひにくつしやつておられるわけですから。またそうあるべきだと思ふんです。ですから、私はここで公開を進めるべきだと、こう思ふんですが、それについてのお考えをお聞きしたいと思ふんです。

そこで、私思ふのは、公開がなかなか進まない原因は、一面これは新聞でも別の角度から大蔵省の隠れみではないかと、この記事の見出しだけ見ましても、審議が「大蔵省振り付け通り」進んでいく、「議事の時間割まで」、こうなつていまして、この中身を公開しますと大蔵省の言いなりになつて進んでいくことが表へ出てしまつて、結局出てくるものは大蔵省の言つておられることばかりで、そんなことが出てくることはまずくて、それで公開しないのか。その辺はいかがなんでしょうか。大変言いにくいことを申しましたけれども、どうでしょう。

○参考人(木下和夫君) 政府税調の委員は、御承知のとおり総理の任命に係る問題でございますので、私自身が委員の構成をどうするということに差し出がましいことを言うことはできません。現在の与えられた委員の構成の姿を見てみますと、学界や言論界を初めとして、労働組合の代表の方あるいは報道関係の代表の方、あるいは消費者団体の代表の方等々を網羅しておられて、私はこれでメンバーの性質について特殊の偏向があるとは考えておりません。ただ非常に権威のある調査会、審議会であるかどうかは、これはもう皆様の御判断によるわけでございまして、運営の問題につきましては、会長と絶えず御相談を申し上げ

げてやつておるわけでございしますが、御承知のとおり、総会とそれから特別部会ないしは小委員会というふうな形をとりまして、いわばタスクフォースというふうなものを中心にしてやります委員が小委員会あるいは特別委員会でございますが、常に御議論の内容を報告いたしまして総会での皆さんの御意見を伺ひ、また持ち返つて特殊専門的な議論をしていただくというのの繰り返しでございまして、とりわけ昭和五十六年度の税制改正に関する審議をいたしましたときには、その小委員会に提出されました資料はその次の総会に全部委員の皆様の机の上に並べまして、それに関する御説明もいたしておるわけでございします。この点は数年前の運営のやり方よりもずっと民主化されているという言葉が適當であるかどうかかわりませんが、そのような方向に進んでおります。

それから、先ほどこれは触れましたが、国民各層からの税制改正に関する要望は非常に膨大なものになります。それをも委員の手元にすぐ印刷して渡されておる状況でございます。それから、非公開になつておりますのは会長も御指摘であつたというお話がございましたが、やはり本来なら個別の立場に制約されないで、広く国民的立場に立つて自由に討議をしていただくというのが趣旨だと思ひます。で、その場合に、公開するということがいまの自由な討議にプラスになるかどうか私にはなかなかわかりませんが、私の実感をもっとに僭越でございしますが申し上げますと、やはり後ろに団体を持つておられる方は、その御本人がどう考えておられるかは別にいたしまして、団体を代表する意見になるといふことでございします。これはやむを得ないと思ひまして、その個人としての御意見を私は承りたいわけではございませんが、なかなかそうはいかないので、やはり団体の利害の立場を代表なさいますので、そのままだ御本人がどう考えていらつしやるのかどうかは非常にむづかしい。たとえば私が本日出てまいりまして、個人の意見と前置きをして申し上げるべきことは私は自由に発言させていただいておりま

すが、税制調査会会長代理として意見を問うと言われた場合には言ひたいことも言えないということとはたくさんございします。やはりそこらの問題というのは、これは公開をいたしましては依然として残るのではないかと思ひます。

それから、公開に近づけるためにいろいろ努力をこれからもいたさなきゃならぬと思ひますけれども、何分、税の問題というのは相当専門的な知識が要ります。特に法人税につきましては非常に積み重ねた知識がなければ議論ができませんという問題がありまして、ただ感懐といひますか、感じとか一般常識でなかなか議論をすることがむづかしいような特殊の知識が要る分野もございします。で、それを一般国民に直ちに審議のプロセスで説明をしていくということは事実上技術的に非常に困難でございします。それから諸外国の税制調査会に類するいろいろな審議会を見ましても、やはり学界と官界とそれから実業界と、たとえば法人税でございしますと税理士とか公認会計士に当たる方々の代表というふうな方々で構成されたところで議論が進められておりますので、私は現在の税制調査会の審議や構成というものについてほぼ満足すべきものと思つております。

○近藤忠孝君 いまのお話聞かれましたが、公開されましたもそれなりにはな方々であれば自分の意見も率直に言えるんじゃないかと思ひます。それで、御検討いただきたいと思ふんです。

それから、時間の関係でもう一点だけお聞きしますと、先ほど多田委員の御質問の中で、五十七年以降に改めて大型消費税の問題について検討をしたいというんですが、鈴木総理の方は本会議場で、それからまた渡辺大蔵大臣もそうですが、この大型消費税については念頭にないとおつしやつたんです。それから鈴木総理はもっと徹底して、再び念頭には上らないと、こうおつしやつたんですね。そうならば、私、税調でこの問題審議の対象にすべきではないんじゃないかと、こう思ふんですが、いかがでしょうか。

○参考人(木下和夫君) ただいま五十七年度以降

云々と私が多田先生の御質問に対して申し上げた問題は、所得税の減税あるいは所得税の改正について五十七年度以降に問題になることがあるだろうと申し上げまして、大型の消費税についてお話ししたわけじゃございません。

それから、総理がそのようなお話をなさったというところでございますが、総理がそれほど自信をお持ちでございましたら、恐らく税調に対して何らかの御指示があると思います。それまではお待ちしております。

○三治重信君 簡単に御質問させていただきます。

この答申の方で財政の規模をGNPの増加率以内に抑える、まあこういう御意見があるんですが、この中で結局私はこれを抑えるためには、それをやってみる歳入の方で、GNPと同じぐらいに抑えても相当な増税をやらんといかぬということになると思うんですが、そのときに結局不足分を国債でやるわけなんですが、国債の増加分について、このGNPとの関係について、この税調で国債の増加がどの程度までが限度か、GNPの中におけるまた伸び率ですね、こういうのは議論がされたことがあるのか。また、そういう問題についてやはりこれがただ国債を減らせばいいということじゃなくて、ある程度GNPが多くなれば企業でもどこでも借金を持つていくわけなので、その許容限度について、そうすると、結局極端な増税とまた借金減らしというのやまた歳出の極端な減らしということについて、やはり税調である程度の御意見があるかどうか。

それから吉野参考人さんに。グリーンカードの問題で、私はやはり一番問題になるのは、いま現在金融的な貯金の中で無記名や偽名やそれから住所変更、同じ人が住所をあっちこっち、東京、大阪、名古屋、あるいは九州とか住所を変更して出している。こういうようなものを本当に徹底的にやるためには、やはりグリーンカードだけでなくて住民票ということになって、グリーンカードを持たぬ人は住民票となってくる。むしろ本当の

大きな金融資産を持つている人は、やはりグリーンカードなんかほったらかしてでも、住民票の確認をある程度逃れる方法を考えてくるんじゃないかと思うんですが、こういういわゆる金融資産の本人でないやつについての確認の方法というもののについて研究されているかどうかひとつお願いをしたい。

それから、余り時間がないんですが、吉野田参考人さんには、中小企業の法人の軽減税率と、それから個人企業の税率と、いままではいわゆる中小企業法人が個人の税金より重いからというところなんだけれども、どっちかというところ、どうも法人成りの方がいいという、この点についての均衡をどういうふうにいままお考えになっているか。いわゆる日本のうちの大部分の中小企業の法人の小の方から零細な方は、いわゆる法人成りということになっているわけですね。これとの課税の均衡というものがいままどういうふうに認められるかどうか、その点をひとつごく簡単に。

○参考人(木下和夫君) 公債発行の限界についての議論と申しますものは、税制調査会では深く検討したことはございません。これはあくまで五十六年度の税制改正の場合は、国債二兆円減額ということとを前提として税収の問題を考えたにとどまります。しかし仰せのとおり、私個人の見解で申し上げますれば、GNPが相当のスピードで増大していきまますにつれて、国債のGNPに占める比率が一定であるとしても金額はふえるわけでございますから、このぐらいいは許容していいじゃないかという御議論も実は各方面にございます。しかし、目下のわが国の公債発行のの中身を見ても、建設債と特例公債がございまして、建設債の方はこれは公共事業に直結をいたしますもので、しかも景気調整に相当有効に働か余地のあるものでございまして、建設債については今後いまの水準というものが持続するであろうという前提に立ちまして、とりあえず財政再建期間で減額すべきものは特例債であるということについては私は確信を持つております。その特例債は、言い

かえれば経常勘定の赤字で、借り入れてございすから、これは本来の財政運営から見ましても拒否すべきもので、特例公債は原則として出さないと、だからこそ特例で公債を出してやるということではなからうかと思ひます。これをたとえば五十九年度までに特例公債の発行をゼロにしてい、六十年から特例公債の償還が始まりますので、それまでに身軽になつておこうというのが財政当局の考え方はなからうかと思ひます。私はその方針は正しいと思ひます。ただ、もう少し延ばしてもいいじゃないかと、そうすると年々の増税額の枠が小さくなつて、急激な負担の増というところを回避できるという御議論もございしますが、できればそうしたい。しかし御承知のとおり、昭和六十二年になりますと、国債整理基金特別会計の残高がゼロになつてしまひます。現金で償還をしなければならぬ特例債の償還ができないう事象をもう一つ考えなければいけない。なるほどGNPに対する国債の比率というのは、これはどのぐらいいが限度であるというところは理論的には出てまいります。その国の経済の状況いかによりますけれども、少なくとも特例債をゼロにするという努力を延期するという方法は、私は非常にイーजीな財政再建の道ではなからうかと思ひます。

○参考人(吉野昌甫君) グリーンカードの適用によりまして高額所得者の捕捉といった点を厳しくする方法はどうかという御質問でございしますが、五十九年度以前についてのグリーンカード適用の問題につきましても、郵貯と民間金融機関との間の詰めといった問題にやや甘さが残つていたのでないか、こういうことを先ほど述べましたが、五十九年度以降につきましてもグリーンカード問題を厳しく適用していくということでありまして、この場合には要するに小額非課税といったことに關しての捕捉というのは、住居を幾ら移しまして完全に捕捉できるのではないかと、そういうように思ひます。ただ現在のグリーンカード制度でありましても、要求払い預金といった問題は依然

何といひますか、グリーンカード適用外でございすから、そういうところへシフトする、要するに利子収入を捨てても所得の捕捉を逃れようと、こういった考え方は依然として残るんじゃないかと。そうしてより厳しくしようといったものを締め上げるというのはどうかというお話でございす。が、ごく一部の高額所得者の税の負担の公平化のために、金融面での機構といったものを厳しくしていくということには私ははやや反対でございす。むしろいままで種々御議論がありましたように、所得税の源泉での捕捉といったことを十分にやつていただくといった方が私は筋じやないだろうか、そういうふうにお思ひしております。

○参考人(吉野田勲君) 法人企業と個人企業の税負担のバランスにつきましては、実は従業員あるいは家族、まあ配偶者等にどういうふうにするの事業に参加して所得が分配されているか、あるいは株式の分布状況がどういうふうになっているか等いろいろな前提がございまして、しかも地方税を込みにしてバランスする点、まあ主税局が従来そういう点を一番一般的にいふますかモデル的な状況を把握して計算をして、大体軽減税率の適用所得の限度が法人個人の企業のバランス点ということとでそれと合うようになつていふと思ひます。いろいろその条件によりまして違ひますが、恐らくちゃんと計算した結果、今回八百万円という数字を出したんだらうと思ひます。まあそういう点から考えますと、現在はみなし法人課税という個人企業について法人課税を選択する方式もございすし、先生のおっしゃいましたような法人成りというの昭和三十年代までぐらいいは非常に多かったわけでございますが、最近では鈍化しているようございすし、法人成りが多いということとは、逆に法人が税金の負担が低くて軽減税率なんかは必要ないということにむしろなるかと思ひます。が、そこで考える必要はないように思ひます。

○野末陳平君 吉野先生と吉野田先生にお願いしす。税の不公平についてですけれども、いまなお世

論として根強くこれがあるように思いますが、ほかはかなりのいろいろな角度でこの税の不公平というのには是正されつつあると思います。木下先生の御意見はもうお聞きしましたので、あと不公平が残るとすれば一体何なのかと、制度上あるいは執行上広い意味で税に不公平が何かという点について、吉野先生と吉野田先生にお伺いします。

それから二問目は、財政再建増税がどうしてもやむを得ないと判断されたという前提でお聞きするわけですが、増税の余地はどこに求めると先生方はお考えなのか、新税とするならばどんな新税が望ましいと学問的立場でお考えなのか、一般消費税とか庫出税とかいろいろな言葉で言われております。先ほど木下先生の御意見はお聞きしましたけれども、そのほかに鶴山委員からも出ましたいろいろな構想の中の新税といいますが、そんなものもありました。そういうのも含めて新税は何が適当であるかということ、二問を吉野先生と吉野田先生にお伺いします。

○参考人(吉野田先生) 最初にお断りしましたように、私は木下先生や吉野田先生と違ひまして税問題は私の専門分野でございせんので、大変申しわけございませんが、お答えは御勘弁いただきたいと思ひます。

○参考人(吉野田先生) 第一問のどこに不公平がなお残っているかという点でございしますが、そういう観点から考えますと、やはり法人税につきまして実効税率が、ある特殊な法人、業種、業態等によりましては法人税率よりも低くなつてゐる。これは結局は、租税特別措置の縮減ということに結びつこうかと思ひます。という問題と、後はやはり私は、もうちょっと考えるべきことは有価証券の譲渡所得の課税の充実という、利子・配当は今回のグリーンカード等が適正に執行されますと行われるだろうと思ひますが、税制調査会でも次の宿題ということにはなつてゐるようでございますが、有価証券の譲渡所得の課税という問題はもうちょっと検討の必要があるんじゃないやなからうか、その二点でございします。

それから増税を考えたときにどういう新税等を考えるかということでございしますが、私はやはりある程度金額ということになりますと、この大型消費税というのを考えるを得ないのじやなからうかと。その中でどういう方式がいいかという、やはり学問的には前段階税額控除がついたEC型の付加価値税がいいんじゃないやなからうかと思ひます。それと先ほどちょっと出ました重層的課税、ほかの税という観点から申しますと、経常的財産税である富裕税というのも研究してみたいんじゃないやなからうか、こういうふうにご意見を伺ひたい。

○委員長(中村太郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、長時間にわたり本委員会に御出席をいただき貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十日)

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第一三五五号)(第一三六四号)(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四八号)(第一四四九号)(第一五〇七号)(第一五〇八号)(第一五〇九号)(第一五七〇号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第一五七二号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第一五七二号)(第一六三三三号)

一、在外財産補償の法的措置に関する請願(第一六三三三号)

一、新一般消費税の導入反対等に関する請願

(第一六四二号)

第一三五五号 昭和五十六年三月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都中央区東日本橋二ノ八ノ二
東京ニット卸商業組合内 宮入正則

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一三六四号 昭和五十六年三月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都足立区千住仲町一ノ五足立区商店街振興組合連合会内 大室武一

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一四四二号 昭和五十六年三月十六日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 岩手県北上市青柳町二ノ一ノ一一協同組合北上専門店内 織笠正喜

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一四四二号 昭和五十六年三月十六日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切二ノ三五ノ六葛飾区商店街連合会内 小玉三郎

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一四四八号 昭和五十六年三月十六日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 愛知県岡崎市康生通三ノ一五ノ四株式会社松坂屋岡崎店内 金子栄一

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五〇六号 昭和五十六年三月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 北海道美幌市西一条南一丁目商業協同組合美幌専門店会内 竹松洋

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五〇七号 昭和五十六年三月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 福岡県久留米市天神町一ノ一株式会社久留米岩田屋取締役社長 中牟田和夫

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五〇八号 昭和五十六年三月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ一一一株式会社そごう東京店内 中谷宏一

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五〇九号 昭和五十六年三月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 和歌山市友田町五ノ五株式会社和歌山近鉄百貨店代表取締役 近藤義雄

紹介議員 前田 勲君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五七〇号 昭和五十六年三月十八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川三ノ一七ノ一株式会社横浜高島屋玉川店内 小田明

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一五七一号 昭和五十六年三月十八日受理
身体障害者に対する地方道路路税等免除に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 長根新一郎外二十一
名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一五七二号 昭和五十六年三月十八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 静岡市呉服町一ノ七株式会社静岡
伊勢丹代表取締役社長 青島龍蔵

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一六三二号 昭和五十六年三月十九日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 秋田県湯沢市佐竹町二ノ五協同組
合日専連湯沢会内 藤井一郎外二
名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一六三三号 昭和五十六年三月十九日受理
在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 愛知県尾西市三条下沼一ノ二 中
村勝外九百九十四名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一六四一号 昭和五十六年三月十九日受理
新一般消費税の導入反対等に関する請願

請願者 大阪市北区天満橋一ノ八ノ七四
村上俊秀外三千二百十五名

紹介議員 片山 甚市君

一、国民に過重な負担を強い、しかも逆進性のた

め税負担の不公平をいつそう助長し、物価を押し上げ不況に拍車をかける新一般消費税の導入は行わず、昭和五十四年末の国会の決議を尊重すること。

二、昭和五十五年度内に大型の所得減税を行うとともに低・中所得層への課税最低限を引き上げること。

三、特に、主婦パート収入など低額給与所得者は当面百万円まで非課税にすること。また、賃加工の内職収入もパート並みの扱いとすること。

四、大衆課税の強化につながる間接税（酒税の引上げ、物品税の拡大など）増税はやめ、料理飲食税・入場税など各免税点を大幅に引上げることに。

五、大企業・大資産家優遇の不公平税制を抜本的に是正し、行・財政の無駄を排することで財政再建を図ること。

理由

政府の税制調査会は、先の総会で新しい形の一般消費税の導入を柱とした「中期税制のあり方」を答申し、政府もこの答申に基づいて、昭和五十六年度税制改正に際して、所得減税の見送り、間接税の強化など大増税政策を打ち出している。その理由は財政危機打開にあるが、今日の財政危機は、不況により法人税収入の落ち込んだ昭和五十五年度以降、国家財政によつて景気回復を図るため意図的に国債を増発してきた結果であり、国民には全く責任のないものである。このことを反省せず、また、国民に強い批判のある不公平税制をただすことなく、新一般消費税の導入によつて更に不公平を助長するようなやり方は絶対に容認することができない。国民生活は、政府の統計でも示すように、家計収入の実質マイナスが続いており、生活の窮迫は進んでいる。このようなときこそ大型所得減税を実施して、個人消費の回復を促し、国民が納得する真の財政再建を図るべきである。

昭和五十六年四月十六日印刷

昭和五十六年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W